

令和8年1月30日

白老町議会

議長 小 西 秀 延 様

総務文教常任委員会

委員長 貳 又 聖 規

陳 情 の 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情の審査結果を、次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告します。

記

1 件 名

陳情第4号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書
(陳情書の要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件を除く)

2 陳情提出者の住所及び氏名

白老町栄町2丁目1番7号 ならの木家内
しらおい竹浦の自然を守る会 会長 瀧谷 栄

白老町栄町2丁目1番7号 ならの木家内
ブウベツの森を守る会 会長 大西 潤二

3 審査の経過

令和7年12月15日に開催された白老町議会定例会12月会議において本委員会に付

託されたので、12月22日に関連する各委員会とともに連合審査会を開催し、陳情提出者を参考人として招致し願意を聴くとともに、町担当者から本町の現状や課題、陳情に対する町の考え等について確認を行った。続く令和8年1月6日の委員会において、町からさらに説明を求め議論を深めるべきとの考えが確認され、1月19日の委員会において、再度、町担当者から条例の運用状況及び改正に向けた町の考え等について聴取し、慎重に審査した。

4 審査の結果

一部採択すべきものと決定

5 審査意見

本陳情は、白老町内における大規模太陽光発電施設（メガソーラー）計画について、自然環境の保全、防災、住民生活への影響、水源保全等の観点から、町及び議会として町条例及び関係法制度の見直しに向けた対応を求めるものであり、次の4点を要請事項としている。

【要請事項】

- ① 自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第8条の範囲拡大により、土砂災害防止及び白老町浄水場上流（毛白老川流域）の保全を確保すること
- ② メガソーラー建設に関する森林法及び林地開発許可制度の改定を国に求めること
- ③ 北海道環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの規制強化を道に求めること
- ④ 環境影響評価法に基づく環境アセスメントの規制強化を国に求めること

要請事項①について、町の説明では、当該建設予定地は浄水場取水口より下流にあるため水質等への影響はないこと、一部の建設予定地は土砂災害警戒区域外にあることから、それらを根拠とした規制は困難であるとの認識が示された。

委員会では町独自の土砂災害対策の基準を検討すべきとの意見もあったが、町の顧問弁護士から、法令に基づかない独自規制は問題が発生する可能性があるとの指摘を受けているとのことである。

上記の課題を踏まえ、条例に定める禁止区域の範囲拡大については、さらに具体的な

制度設計を行う必要があり、土地利用への影響、法的整合性、既存計画との関係など多角的な検討を要する課題である。

委員会としては陳情の趣旨である「土砂災害防止及び水源保全の重要性」については理解できるものの、現段階で直ちに条例改正の内容や規制の実効性を断定することは困難であることから、要請事項①については「趣旨は理解する」にとどめることが適当であると判断した。

要請事項②、③、④については、現行の環境影響評価制度や林地開発許可制度が大規模開発の実態に十分対応できていないとの指摘もあり、国及び北海道に対し制度改正・規制強化の見直しを求めることは妥当であると判断するとともに、要望にあたっては、町・議会・町民が一体となって行う意義は大きいとの認識で一致した。

町からは、北海道への要望が今後予定されていること、さらに国に対する要望も検討していくとの考えが示されたことから、要請事項②、③、④については「採択」すべきものと判断した。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本陳情は要請事項②、③、④について一部採択とすることに全会一致で決定した。

なお、審査結果に次の意見を付する。

- (1) メガソーラー事業に当たっては、事業者による十分な情報公開、地域住民とのコミュニケーション及び合意形成が不可欠であることから、町は引き続き適切かつ丁寧な行政対応を行うこと。
- (2) この審査結果を執行機関に送付するとともに、処理の経過及び結果の報告を請求するものとする。